

令和元年度豚コレラ被害防止対策事業実施要領の制定について

元農振第1801号  
令和元年10月3日  
農林水産省農村振興局長通知

この度、令和元年度豚コレラ被害防止対策事業実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本対策の円滑な実施に御配慮願いたい。

(別紙)

## 令和元年度豚コレラ被害防止対策事業実施要領

### 第1 趣旨

平成30年9月に岐阜県において発生した豚コレラについては、野生イノシシへの感染が確認され、岐阜県以外の県においても豚コレラの感染が拡大しているところ。これ以上の感染拡大による畜産業の被害を防ぐため、野生イノシシの移動を抑制するとともに、生息密度を低下させることが急務となっている。

このため、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の1のただし書による緊急対策として、豚コレラに感染した野生イノシシが確認された地域及び豚コレラに感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域において、野生イノシシを介した豚コレラによる被害を軽減・防止するための取組を支援するため、令和元年度豚コレラ被害防止対策事業（以下「本事業」という。）を実施するものとする。

### 第2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減・防止に関する目標とする。

### 第3 事業の実施期間

本事業は、令和元年10月3日から令和2年3月31日までとする。

### 第4 事業実施主体

#### 1 整備事業

事業実施主体は、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）別記1の第1の3に定める協議会等とし、協議会の要件及び事業実施主体の範囲については、要領別記1の第1の4及び5に定めるとおりとする。

#### 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

事業実施主体は、都道府県とする。

#### 3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

事業実施主体は、要領別記3の第1の3に定める協議会等とする。

### 第5 事業の内容等

1 本事業は、豚コレラに感染した野生イノシシが確認された地域及び豚コレラに感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域において行う要綱別表1の事業内容欄の整備事業、要綱別表2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（要綱別表2の事業内容欄の5の「ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組」を除く。）及び要綱別表3の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の取組を支援するものとする。

2 「整備事業」については、要領別記1の第2の1の(13)及び(14)に掲げる施設を整備できるものとする。ただし、被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な施設を除く。

3 「鳥獣被害防止都道府県活動支援事業」については、要領別記2の第1に掲げる事項を実施できるものとする。また、要綱別表2の事業内容欄の2の「広域捕獲活動（有害捕獲）」については、要綱第3の2の(3)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の

有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

- 4 「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」については、要領別記3の第2に定めるとおりとし、第2の2の(2)のイの(イ)に定める「尾」の確認に当たっては、「尾」の提出を省略できるものとし、「尾」の提出を省略する場合は、実施要領別記3の第2の(2)のイの(ア)の写真に加え、「尾」及び最初のマーキング部分の上に横線等をマーキングした写真により確認するものとする。

#### 5 交付対象経費

「鳥獣被害防止都道府県活動支援事業」の交付対象となる経費は、本事業に直接要する要領別表4に掲げる経費とし、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」の交付対象となる経費は、要領別記3の第2の2に掲げる経費とする。

なお、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

### 第6 事業の実施等

#### 1 事業の対象となる地域

本事業の対象となる地域は、豚コレラに感染した野生イノシシが確認された地域及び豚コレラに感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域とする。

#### 2 採択要件

本事業の採択要件は、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 要綱別表1、別表2又は別表3に定める採択要件を満たすこと。
- (2) 豚コレラに感染した野生イノシシが確認された市町村及び豚コレラに感染した野生イノシシの拡散のおそれがある市町村で実施すること。

#### 3 費用対効果分析

整備事業の費用対効果分析は、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）に基づき、実施するものとする。

### 第7 交付率

#### 1 整備事業

交付率及び上限単価は、要綱別表1に定める整備事業に係る交付率並びに要領別記1の第3の7及び8に定める上限単価とする。

#### 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

交付率及び上限単価は、要綱別表2に定める交付率並びに要領別記2の第2の2及び3に定める上限単価とする。ただし、豚コレラに感染した野生イノシシの拡散防止のため特に必要と地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合においては、取組内容に応じた必要最小限の範囲で、要領別記2の第2の1に定める限度額を超えて交付することができる。

#### 3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

交付率及び上限単価は、要綱別表3に定める交付率並びに要領別記3の第3に定める上限単価とする。

### 第8 事業の実施手続等

#### 1 整備事業

- (1) 整備事業の実施手続については、要綱別記1の第1並びに要領別記1の第4の1、

2、4及び5を適用するものとする。

- (2) 本事業の実施においては、都道府県知事は、要綱別記1の第1の6の都道府県計画の重要な変更手続を行うものとする。

なお、都道府県計画への記載に当たっては、本事業の該当部分について、要領別記1の第4の1に関する別記様式第6号の別紙2の備考欄に「豚コレラ対策」を記入するものとする。

- (3) 事業の着工

令和元年10月3日以降の豚コレラ対策として着工した整備事業に限り、本事業の交付対象とする。事業の着工については、都道府県計画の重要な変更手続前にできるものとする。事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすること、交付金額が交付申請予定額に達しない場合においても異議がないことを了知した上で行うものとする。

ただし、他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本事業の交付の対象外とする。

- (4) 留意事項

本事業の実施に当たっては、鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成20年3月31日付け19生産第9425号農林水産省生産局長通知。以下「事務取扱」という。）を適用するものとする。

ただし、事業の着工に係る取扱いについては、(3)によるものとし、事務取扱第3の1の(5)の規定は適用しないものとする。

## 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

- (1) 本事業の実施手続については、要綱別記2の第1及び要領別記2の第3を適用するものとする。

- (2) 本事業においては、都道府県知事は、要綱別記2の第1の2の都道府県計画の重要な変更手続を行うものとする。

なお、都道府県計画への記載に当たっては、本事業の該当部分について、要領別記2の第3の1に関する別記様式第6号の別紙4の備考欄に「豚コレラ対策」を記入するものとする。

- (3) 令和元年10月3日以降の豚コレラ対策として実施することが証明できる場合に限り、本事業の交付対象とする。事業の着手については、都道府県計画の重要な変更手続前にできるものとする。事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすること、交付金額が交付申請予定額に達しない場合においても異議がないことを了知した上で行うものとする。

ただし、他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本事業の交付の対象外とする。

## 3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

- (1) 本事業の実施手続については、要綱別記3の第1及び要領別記3の第4を適用するものとする。

- (2) 都道府県計画への記載に当たっては、本事業の該当部分について、要領別記3の第4の1に関する別記様式第6号の別紙5の備考欄に「豚コレラ対策」を記入するものとする。

- (3) 令和元年10月3日以降の豚コレラ対策として実施することが証明できる場合に限り、本事業の交付対象とする。事業の着手については、都道府県計画の重要な変更手続前にできるものとする。事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすること、交付金額が交付申請予定額に達しな

い場合においても異議がないことを了知した上で行うものとする。

#### 第9 事業実施状況の報告及び事業の評価等

本事業の実施状況の報告及び事業の評価については、整備事業は要綱別記1の第5及び第6並びに要領別記1の第5及び第6を適用するものとし、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業は要綱別記2の第5及び第6並びに要領別記2の第4及び第5を適用するものとし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は要綱別記3の第5及び第6並びに要領別記3の第5及び第6を適用するものとする。

#### 附 則

この通知は、令和元年10月3日から施行する。